



環境抜群！

充実した学生生活をバックアップ

令和5年度入居者用

学生寄宿舍 入居案内

兵庫教育大学「学生寄宿舍」の魅力

学生寄宿舍のメリット

本学の学生寄宿舍は、加東キャンパス東側の「学生寄宿舍エリア」にあり、学生の勉学に適する環境を提供することを目的として設置されています。

学生寄宿舍は入居者全員で構成する「嬉野村厚生会」という自治組織で運営されており、月に一度開催される棟長会議で各棟に関わる生活上の諸問題について話し合い、生活改善を図り、自主的かつ主体的に環境整備に努めています。

学生寄宿舍での共同生活はコミュニケーション力を身につけ、良好な人間関係を構築できる機会となります。

寄宿舍生活で共に学び、共に成長しましょう

兵教大学生寄宿舍の3つのポイント

1. 経済的 1か月 約1万5000円〈单身棟の場合〉
(寄宿料, 光熱水料, 共益費) ※駐車場は無料

2. 通学に便利 大学のキャンパスに隣接

3. 安心 身近に仲間がいます



自己負担額及び納入方法

(1) 自己負担額

(1) 単身用学生寄宿舍

1ヶ月の負担額(目安)	約15,000円
寄宿料	4,300円(月額)
光熱水料	電気・ガス・水道料金 (各居室で使用する電気のほか、共同の洗面所、洗濯室、浴室で使用するものを含む。)
共益費	(内訳) 清掃費、管理費、団地保険料(火災・損害保険料)、日本放送協会受信料(団体契約)、銀行振替手数料 4,500円(月額)

(2) 世帯用学生寄宿舍

1ヶ月の負担額(目安)	約26,000円
寄宿料	【37㎡】9,500円(月額) 【48㎡】11,900円(月額)
光熱水料	電気・ガス・水道料金
共益費	2,500円(月額)

(2) 居室維持管理費

修業年限×1万円(単身用) 3万円～6万円(世帯用)

入居時に居室部分における受益者負担として、退去時修繕費等(居室維持管理費)をお支払いいただきます。退去時に必要となる修繕費が、居室維持管理費でまかなえない場合には、不足分を追加徴収する場合があります。

※世帯用学生寄宿舍については、別途居室維持管理費の他に、鍵のシリンダー交換代(12,000円)を徴収します。

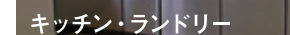
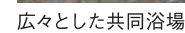
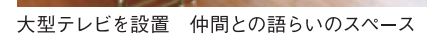
注：各経費については、変更となる場合があります。

(3) 納入方法

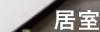
入居者の寄宿料及び電気・水道・ガス料金等の支払いは、みなと銀行からの口座引落により行っています。毎月18日(銀行が休業日の場合は前営業日)に引き落としします。居室維持管理費は入居時に所定の口座に振込んでいただきます。

兵庫教育大学キャンパスマスタープランに基づき、学生寄宿舍の計画的な整備・改修工事を順次行っています。改修工事が行われる際は、他の棟への転居(引越し)にご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

单身用学生寄宿舍



キッチンでは、IHクッキングヒーターや電子レンジなど、食事を作る際に必要な電化製品を完備
ランドリーでは、洗濯機と乾燥機を完備



入口壁面には収納棚



オートロックで入居者以外立入できません
防犯カメラを設置



ウォシュレット完備



【定員】
1～7号棟 560人

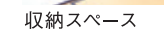


1 階

2 比 自

3~5階

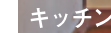
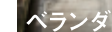
居間



くつ箱を完備



40世帯



広々としたキッチン作業スペース



大学会館

学生食堂

ベーカリーショップ

入居プロセス

1 大学へ申請

入学試験ごとに締切が異なります。

<必要書類>

① 入居願・選考調書

② その他, 大学が指定する書類

【提出先】

〒673-1494 兵庫県加東市下久米942-1

兵庫教育大学学生支援課学生支援チーム

2 選考・結果通知

選考が終わり次第通知書を送付します。

<選考基準>

① 自宅からの片道通学所要時間

③ 身体障害, 風水害等の災害及び不慮の事故など

② 同一生計世帯全員の年間所得

④ その他特に考慮すべき場合

3 入居

新入生の入居は4月1日からです。

① 指定の期日までに居室

② 事前に遠隔地被保険者証の交付を受けておきましょう。

維持管理費を指定口座に
振り込んでください。

③ 早めにインターネットの使用申込をすれば入居日から
使用可能。(申込みは各自で行ってください)

4 寄宿舍生活スタート

学生居住施設規則及び学生寄宿舍
入居者心得を厳守しましょう。

① 生活上の諸問題は入居者全員で構成する「嬉野村厚生会」で解決しましょう。

② 住民登録を忘れずに行いましょう。

5 寄宿料等の支払

毎月18日(銀行が休業日の場合は前営業日)
に、みなと銀行の口座から引落をします。

① みなと銀行の口座を開設し, 口座振替の手続きをしてください。

学生寄宿舍入居選考調書記入上の注意

①欄・申請日現在の年齢を記入すること。

②欄・学校教育学部の新入生は専修・コースの欄は
記入しないこと。

④欄・現住所と異なる場合に記入すること。

⑤欄・同居・別居を問わず, 入居申込者と生計を一に
する者全員について, 申請日現在で記入すること。

注: 現職教員の場合, 単身者であっても世帯様に入居していただくことがあります。

⑦欄・(1)に該当する場合, 該当事項を○で囲み, かつ, 所轄の警察署長もしくは
消防署長または市区町村長発行の被災証明書を添付すること。

・障害者等がいる場合, 必要事項を記入し身体障害者手帳の写しを添付すること。

・長期療養者がいる世帯であって経常的に療養費を支出している場合, 過去
1年間以内における医師, 看護人, 薬局等が発行した当該療養費支出に
係る証明書(写し可)を添付すること。

兵庫教育大学学生寄宿舍入居選考調書

①	フリガナ 氏 名		(1) 男 (2) 女	昭和 平成	年	月	日生 (満 歳)	受験番号又は 学籍番号	
②	年度入学(予定)	学校教育 学 部	研究科 専攻 専修	ク ラ ス コ ー ス 系コース					
③	現 住 所	〒 TEL							
④	帰省先(自宅)	〒 TEL							
⑤	家 族 及 び 収 入 状 況	就 学 者 を 除 く 家 族	続 柄	氏 名	年 齢	同・別居	現 在 の 職 業 ・ 勤 務 先		年間収入の有無
									有 ・ 無
									有 ・ 無
									有 ・ 無
									有 ・ 無
	↑ 学資負担者に○印を付すこと								
	就 学 者	続 柄	氏 名	年 齢	同・別居	在 学 校 名		学 年	通 学 区 分
						立			(1) 自宅・(2) 自宅外
						立			(1) 自宅・(2) 自宅外
						立			(1) 自宅・(2) 自宅外
⑥	現住所又は帰省先のうち 近い方から本学までの片道 通学所用時間 (公共交通機関による)	兵庫県・大阪府在住の者は, その通学経路と区間毎の所用時間及び通学方法を記入すること 〔 駅(バス停)から 駅(バス停)まで 分 〃 〃 分 〃 〃 分 〃 〃 分 〃 〃 分 所要時間合計(待ち時間含む) 時間 分 〕							
⑦	特別な家庭事情	過去1ヶ年以内に自宅に 天災・火災等による被害の有無	(1) ある (全壊・全焼・半壊・半焼) ・ (2) ない						
		長期療養者	氏 名	病 名 等	療 養 等 期 間		年間必要医療費		
					年 月 日 から 年 月 日(予定)				
		障 害 者 等			年 月 日 から 年 月 日(予定)				
⑦	そ の 他								
⑧	現 在 の 住 居 区 分	(1) 持 家 ・ (2) 借 家							
⑨	自家用自動車の有無等	(1) あ る ・ (2) な い [入学後の購入予定] (1) あ る ・ (2) な い							
⑩	入 居 希 望 理 由								
⑪	入 居 に あ た っ て の 希 望 事 項 等								
⑫	学 生 寄 宿 舎 希 望 順 位	第 1 希 望		第 2 希 望		世帯用大(48㎡)は1, 世帯用小 (37㎡)は2, 単身女子は3, 単身男子は4を記入すること			
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 兵庫教育大学長 殿 氏 名(自筆)									

受付番号

記入いただいた個人情報は入居選考のみに利用されます。

※太線枠内のみ記入のこと

学生寄宿舎入居願

兵庫教育大学長 殿

申 請 人	受験番号 又は 学籍番号
	住 所 〒
	氏 名 (自筆)
	TEL - -
申請人以外の 緊急連絡先	住 所 〒
	氏 名
	TEL - -

兵庫教育大学 学生寄宿舎 単身用
世帯用 に入居したいので、許可くださるよう申請します。

世帯用学生寄宿舎を希望する場合の同居者

同居者の氏名	性 別	年 齢	続 柄	勤 務 先 又 は 在 学 校 名, 学 年 等

入居希望日（在学生で年度途中に入居希望をする者のみ記入）

年	月	日
---	---	---

学生寄宿舎入居宣誓書

このたび入居を許可されたうへは、学生居住施設規則及び学生寄宿舎入居者心得を遵守し、規律のある生活をするを誓います。これに反する場合は、退去処分になることがあっても不服ありません。
改修工事が行われる際には、他の棟への転居（引越し）に協力します。

申請人氏名（自筆）

兵庫教育大学学生居住施設規則（抜粋）

学生寄宿舎の目的について

◆学生寄宿舎は、学生の勉学に適する環境を提供することを目的とする。

入居資格について

- ◆学生寄宿舎に入居できる者は、次に掲げる者とする。
 - ・本学学生(科目等履修生・特別聴講学生、特別研究学生及び研究生を除く。)
 - ・その他学長が適当と認めた者
- ◆世帯用に入居できる者は、配偶者又は親族を伴う者とする。

収容人員について

- ◆学生寄宿舎の収容人員は、次のとおりとする。
 - ・単身用 560 人 ・世帯用 120 人

入居の特例について

- ◆世帯用居室の入居者が収容人員に満たないで、かつ、単身用居室の入居希望者が収容人員を超える場合は、単身の学生を世帯用居室に入居させることができる。

入居願について

- ◆学生寄宿舎に入居することを希望する者は、入居願及び管理運営責任者が別に定める書類を提出しなければならない。

選考及び許可について

- ◆入居者の選考及び許可は、委員会の議を経て、管理運営責任者が行う。

入居許可期間について

- ◆入居許可期間は、1年以内で、かつ、許可日の属する年度の末日までとする。ただし、居住年限の最終年度にあつては、原則、学位記授与式の翌日までとする。

居住年限について

- ◆留学その他特別な理由があると認められる場合は、委員会の議を経て、居住年限を越えて入居許可期間の延長を認めることができる。

入居手続について

- ◆入居を許可された者は、管理運営責任者が別に指定する期間内に所定の手続を経て入居しなければならない。

入居許可取消しについて

- ◆管理運営責任者は、入居を許可された者が、入居手続期間内に手続を怠り、若しくは入居せず、又は願出が虚偽の事実に基づくことが判明したときは、委員会の議を経て入居の許可を取り消すことがある。

寄宿料等について

- ◆学生寄宿舎に入居を許可された者は、寄宿料を納付しなければならない。

光熱水料等について

- ◆入居者が私生活のために使用する光熱水料その他の経費は、入居者が負担するものとし、その区分は次のとおりとする。
 - ・電気料、水道料及び暖房、入浴、湯沸等のために使用する燃料費
 - ・私生活のために必要な食書類、居室の清掃用品、その他の消耗品の費用
 - ・清掃費（単身棟）、管理費、損害保険料、日本放送協会放送受信料、銀行振替手数料
 - ・退去時居室補修等のための経費

施設保全等について

- ◆入居者は、学生寄宿舎の施設設備及び備品の保全に注意し、保健衛生並びに防火及び災害の防止に努めるとともに、これらに関し管理運営上の必要から行う管理運営責任者の指示に従い、積極的に協力しなければならない。
- ◆入居者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ・居室に入居者以外の者を宿泊させないこと。
 - ・居室を居室以外の目的に使用し、又は他人に使用させないこと。
 - ・施設、設備に工作を加えないこと。
 - ・許可なく掲示、貼紙を行わないこと。

損害賠償について

- ◆故意又は過失により施設設備又は備品を汚損、損傷又は滅失させた者は、その原状回復に必要な費用を弁償しなければならない。

退去手続について

- ◆入居許可期間内に退去しようとする者は、退去しようとする日の2週間前までに退去願を提出し、管理運営責任者の承認を受けなければならない。
- ◆入居許可期間が満了し退去しようとする者は、あらかじめ退去届を管理運営責任者に提出しなければならない。

退去処分について

- ◆管理運営責任者は、入居者が次のいずれかに該当するときは、速やかに退去を命ずるものとする。
 - ・学生の身分を失ったとき。
 - ・入居許可期間が満了しなお退去しないとき、又は入居の許可を取り消したとき。
 - ・正当な理由がなく寄宿料、使用料その他の経費の納入を3月以上怠ったとき。
- ◆管理運営責任者は、入居者が次のいずれかに該当するときは、委員会の議を経て退去を命ずることができる。
 - ・疾病その他の事由によって保健衛生上共同生活に適さないと認めるとき。
 - ・学生寄宿舎の風紀又は秩序を乱す行為があったとき。
 - ・休学を許可され又は命じられ、若しくは停学処分を受けたとき。
 - ・正当な理由がなく居住を常としなくなったとき。
 - ・入居を願い出た事実に変更が生じ、入居していることが不相当と認められるとき。
 - ・学則、学生居住施設規則その他本学の規則及び別に定める入居者心得に反し、又は学生寄宿舎の管理運営に著しく支障を来たす行為があったとき。

退去時点検について

- ◆退去する者は、退去に際し、居室に関する設備、備品等について管理運営責任者が指定する者の点検を受けなければならない。

入居者心得（抜粋）

- 【単身棟：特定事項】
 - ・土足厳禁。棟内では上履きを使用すること。
 - ・石油ストーブ、電気ストーブ、カセットコンロ、電熱器等の直火式器具は使用しないこと。
 - ・玄関は、各自で確実に施錠を確認すること。
 - ・談話室、玄関、廊下、階段、その他の共用部分には私物を置かないこと。
 - ・居室を含め、戸締まりを厳重にすること。
- 【単身棟・世帯棟：共通事項】
 - ・異性を立ち入らせないこと。また異性の棟に立ち入らないこと（入居者以外も含む）。ただし、事前に許可を受けた者は除く。
 - ・居室には入居を許可された者以外の者を宿泊させないこと。
 - ・居室を居室以外の目的に使用しないこと。
 - ・居室を他人に使用させないこと。
 - ・大声で騒ぐ、大きな音をたてる、大音量で音楽を聞く等、他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - ・乱暴な行為、粗野な態度、威勢をふるう等、他人に迷惑となる行為をしないこと。
 - ・敷地内において、許可なく物品を販売する、その他の営利行為を行う、又は勧誘等の行為をしないこと。
 - ・自動車、バイク、自転車等を寄宿舎エリアの所定場所以外に駐停車、又は放置させないこと。
 - ・学生寄宿舎自治会組織の活動に積極的に参加すること。

学生寄宿舎入居者における学内規則等に反する行為を行った場合の処分に関する申合せ

- 【迷惑駐車】
 - ・3回以上迷惑駐車をした者を呼び出し、学生委員会委員長が嚴重注意を行う。
 - なお、嚴重注意の呼び出しに応じない場合は、退去処分とする。
 - ・嚴重注意を受けた者が、その後1回でも迷惑駐車をを行った場合は、退去処分とする。
- 【玄関カード等の放置】
 - ・学生寄宿舎の玄関カード等のポストへの放置、または他人に貸与した場合は、退去処分とする。
- 【その他】
 - ・前3項の規定に関わらず、学生寄宿舎入居者が学生寄宿舎に関する事案において、学生委員会委員長からの嚴重注意、若しくは兵庫教育大学学生懲戒規程第4条に規定する懲戒処分、又は同規程第15条に規定する嚴重注意を受けた者が、その後、学生寄宿舎に関する事案において、学内規則等に反する行為を行った場合は退去処分とする。